

会議録

1. 附属機関の名称：犬山城保存活用計画策定委員会
2. 開催日時：令和2年8月27日（木） 午後1時から午後3時まで
3. 開催場所：犬山市役所2階 201・202 会議室
4. 出席した者の氏名（※印 新型コロナウイルス感染症対策のため書面による参加）
 - (1) 委員 麓 和善、安藤直人※、白水 正、鈴木正貴、
成瀬淳子、成瀬正浩※、宮田昭男、岡地喜代春、水谷 守
 - (2) 執行機関 犬山市 山田市長
犬山市教育委員会 滝教育長、中村教育部長
歴史まちづくり課 中村課長、加藤課長補佐、渡邊統括主査、
山田会計年度任用職員
 - (3) その他 助言者 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室 山内技師
受託者 (株) 緑景 大原、堀川
(株) 環境アセスメントセンター 栗原、今井

5. 議題

（仮称）国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画策定について

- (1) 大綱・基本方針について
- (2) 保存・管理について
- (3) 活用・整備について

6. 傍聴人の数：2名

7. 会議要旨

- (1) 大綱・基本方針について
（事務局より資料に基づき、前回提示案からの修正箇所について説明）

事務局：書面により次の意見をいただいている。

「広範囲な項目にわたる史跡保存の対応策を検討する際の基本資料として、今後大綱を活用していくことが期待される。自然環境の中にある天守閣、劣化等の見回りを怠らないこと、保守点検の重要性を確認すること。」

委員：改めて読み直すと、同じような内容が繰り返し出てくる。突き詰めれば大綱の内容は、①より良い状態で保存し後世に伝えていく、②調査・研究して本質的価値や歴史的価値を高めていく、③活用する、この3つに集約される。一つずつの文章が長

くなくてもいいので、もう少し内容を整理できないか。また、同じような内容が基本方針にある場合は、大綱に記載する必要はないだろう。

事務局：中身を確認して、同じようなことが書いてあれば、まとめることにする。

委員：活用の基本方針の ア は、最後が「環境を整える」で終わっているが、これでは活用の基本方針ではなく整備の基本方針のように見える。表現を工夫した方がいい。

事務局：検討します。

委員：基本方針に「復元する」という言葉を明快に打ち出してもいいのではないか。「復元」は言うまでもなく、建物に限らず石垣や土塁の復元もある。木曾川沿いの城山の下には、ほとんどだめだと思っていた石垣がかなり残っていた。ただし、相当崩れかかっているか、もうすでに崩れてしまっている。こういう部分も復元すれば、犬山城の本質的価値や歴史的価値がもっと明らかになるのではないか。将来的には復元しなければ危険な部分も出てくると思われる。

委員：いま言われたことは整備の基本方針の ウ に結び付くと思うが、本質的価値がありながら埋もれている部分がまだまだたくさんあるので、そういうものの顕在化に努めるということを明確にしたらい。ただし、「本質的価値の顕在化」と「安全性、快適性にも配慮した整備」とは結び付かないので、文章を分けた方がよい。

事務局：検討します。

委員：大綱の(3)に「往時の姿が失われている部分については」とあるが、「部分」というのは遺構のことだと思われるので、「遺構」という言葉に換えてはどうか。また、あまりにも抽象論が多すぎるので、ある程度「復元」とか「移築」という言葉を使用してはどうか。

(2) 保存・管理について

事務局より資料に基づき、保存・管理の計画案を説明。

天守部分に関する修正箇所の確認のほか、史跡部分に関する下記計画案について、審議を求めた。

- ・地区区分における現状と課題を踏まえた保存管理の方法と方針
- ・史跡指定地内における現状変更等の許可区分
- ・史跡保存のための良好な環境構築に向けた樹木管理の基本方針

事務局：書面により次の意見をいただいている。

「樹木剪定は広範囲に及ぶため、年次で計画を立てて範囲を特定して遂行すべきだ。」

委員：「4.2.2 各地区の整理」において、地区毎の表記に統一性がないのはなぜか。例えば、本丸地区は「本質的価値を構成する諸要素」を歴史的建造物、縄張り、歴史的建造物、地下遺構に分けているが、杉の丸地区は縄張りとは地下遺構のみだ。建造物の要素がないのは当然としても、御成櫓の跡に残っている石垣が記載されていない。これは歴史的建造物等には入らないという理解でいいのか。

事務局：以前実施した石垣調査で、この区画の石垣は近代のものに位置付けされているため、今回は「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に分類した。

委員：本質的価値を踏まえ、近代以降に構築されたものは省くという方法で表示が分けてあるということか。

委員：近世以前にはなかった場所に新たに築いた石垣には本質的価値はないと思うが、元々築かれていた場所にある石垣については、築き方の年代性だけで本質的価値の有無は言えないのではないか。大きな意味合いで城跡の本質的価値を有する部分と例えば、年代に関わらず石垣が含まれると思う。孕んだり崩れたりして積み直す時には、近代の積み方にするのか、近世の石垣に倣って復元的な積み方にするのかという判断があるだろうが、いずれにしても元々石垣があった部分は本質的な価値に含むのが一般的な考え方ではないか。

事務局：元々あった石垣は本質的な価値を有しているという観点で、もう一度確認する。

委員：前回の委員会の時に曲輪自体が本質的な価値であるということを確認して言ったが、その他にも建物の基礎となる部分の高まりや土塁、築造時期は問わず石垣がある等について、丁寧に観察して洩れなく表記することが必要だ。

事務局：もう一步掘り下げて確認する。

委員：そもそも近世と近代をどうやって分けているのかも疑問だ。明治時代はどちらに入るのかということもあるので、石垣が一応残っているところは本質的価値があるものと見なすべきではないか。

事務局：明らかに新しい積み方のものは除外すればよいか。

委員：積み方ではない。元々なかったところに近代になって築いた石垣には、城跡としての本質的価値はないだろう。しかし元々あった石垣ならば、積み方が近世的であろうと近代的であろうと、本質的価値を有する部分として分類する。

事務局：玉石の練積であっても、元の場所に積み直されていれば本質的価値に含めるということによいか。

委員：天守台の石垣も昭和の修理で積み直している。石は古い石を使っているのだろうが練積だ。天守台が本質的価値を外れるかということ、決してそうではない。

また、第4章の冒頭に第3章の大綱・基本方針と全く同じ文章が書いてあるが、両方に同じ事を書く必然性がない。大綱・基本方針はもっと大きな視点でまとめて、個々の保存管理の基本方針では、それに肉付けをして詳細な書き方をする。文化庁で決めた本来の趣旨を少し誤解しているのではないか。

事務局：文化庁のマニュアルを再度確認する。第3章を大綱だけにして、基本方針はそれぞれの章に入れるやり方もあるが、現在の状態から各章の冒頭の文を削除した方がよいか。

委員：大綱・基本方針では本当に重要な要点を書いて、各章ではもっと詳しく説明する方がいいと思う。

事務局：もう一步踏み込んで検討する。

委員：気になっているのだが、この資料は誰が作成したのか。例えば「4.2.2各地区の整理」にそれぞれの地区の概要が書いてあるが、これは新たに誰かが文章を書き起こしたわけではないだろう。

事務局：そうです。引用に対する表記を精査しなければならない。

委員：そもそも、引用したものを執筆者に何の断りもなくこういう資料に出してもらって

は困る。各曲輪のところに書いてあることは、ほとんど『犬山城総合調査報告書』からの引用だが、刊行は犬山市でも報告書の文章には執筆者がそれぞれいる。執筆者のことに全く触れずに成果を黙って引用すると、盗用になる。安易にやらないで、注意してもらいたい。

事務局：申し訳ありません。以後注意します。

委員：「大手門地区」という表記は、これでいいだろうか。絵図等ではこの部分をなんと呼ぶことが多いか。

委員：地区で言えば、ここは三の丸だ。大手門は一の門と二の門を含めて大手門と言っている。

委員：建築の立場からすると、「門」というと建造物を直接指しているように感じる。大手門のないところを大手門地区と呼ぶのは少し違和感を覚えるので、土地を指す場合は大手榊形地区にする等、資料にある呼び方にしたほうが良いと思う。

事務局：確認の上、修正する。

委員：旧犬山市福祉会館の跡地を調査して追加指定していくという話だが、スケジュールすら聞いていない。指定候補地なのだから、建物の解体方法や発掘調査について保存活用計画策定委員会に報告があるべきではないか。簡単に追加指定されるとは思わないが、保存活用計画の中に記載するのであれば、慎重に進めていくべきだ。

事務局：大手門跡地のところは、史跡指定の段階で既に追加指定候補地になっていた。現段階の工事工程等はざっくりした予定でしかないので、次回の委員会でしっかり説明させていただく。

委員：本丸地区における課題にテントの問題が出ている。確かにテントは歴史的景観を阻害しているが、元々無かったものなので、そもそも無用の長物だと思う。大きすぎる売店も元々城郭に無かったもので本丸の景観と調和していないので、早い段階で撤去することが大事ではないか。また、鉄砲櫓のところに疑似櫓みたいな茶室が作られているが、これも元々は無かったものである上、鉄砲櫓の櫓台や石垣に対する歴史的価値の阻害要因にもなっていると思う。これらも課題に入れていただきたい。杉の丸地区の概要の7行目に「大手道に面して設けられた門が無くなり」と記述してあるが、何という門か名称を教えてください。

委員：単なる門で、あえて言えば杉の丸門、あるいは杉の丸表門。

委員：門には名称がついているものと、ついていないものがある。これは絵図の比較で分かったのだが、杉の丸の入口は、古い時期の絵図では門が描かれているが、後の時期では門ではなく目隠し塀のような表現になっている。絵図には名称は書かれていない。

委員：他の遺構には機械櫓とか御成櫓等の名称が記載されているので、「名称は無い」と注釈を入れると親切ではないか。

委員：それも難しい。実際に松の丸裏門のように後世まで存在し名称がついているものはいいが、出入口には門があったけれど、ある時期から無くなったということしか、明確には言えない。

委員：本丸地区の概要には古いものことしか書いていなくて、売店等についての記述がないことが気になる。現在どういう状態なのか、古いものも新しいものも含めてま

ずは記述し、次の「各諸要素の概要と現状」で本質的価値を構成する諸要素なのか、それ以外の要素なのかということが分かるようにすればよい。また、この保存活用計画にどこまで書くかという問題もあるが、具体的な整備の進め方については、この計画を策定した後に別の委員会を立ち上げて検討していくことになる。今回の保存活用計画にもっと踏み込んだことを書いてほしい等の意見もあるかもしれないが、段階を追いながら進めていくということを念頭に置いていただきたい。とにかく非常に短い検討時間なので、計画に関する意見は、委員会の開催時間に限らず事務局に伝えていただければいいと思う。

委員：「神社関連施設」という表現がよく出てくるが、社殿は神社にとって非常に重要なものなので、境内の他の建築物と表現を分けた方がいいのではないかと。

事務局：確認の上、整理する。

委員：大手道を正面の表道とすれば、裏には本丸から水之手櫓へ抜ける七曲道がある。昭和34年頃まではきちっとした形で遺構が残っていたのではないと思うが、恐らく伊勢湾台風の大水で遺構がかなり木曾川の方へ流されてしまった。砂防を造ったため現在通りにくい状態になっているが、整備すればまた通行できるようになるのではないと思う。水之手櫓から丑寅櫓に向かう木曾川沿いの道は、木曾川の自然環境と城山の歴史環境が一体化した非常に風情のある地区だ。そこには石垣が2段にわたって残っているが、残念なことに樹木や雑草が生い茂って石を隠してしまっている。除草すれば石垣が現れ、あの辺の風致は非常によくなるのではないかと。

「史跡の周辺環境を構成する諸要素の現状・課題」には石垣という言葉が一つも入っていないが、石垣があるということを申し上げたいし、かなりまだ地下遺構の形で残存しているのではないと思う。丑寅櫓跡も発掘調査をして、地下遺構が出てきたら来訪者向けの説明版を作ることも必要ではないかと。

事務局：「史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理」では、指定地外にあるものについて記載している。七曲道や水之手櫓等は、城山外縁地区の「地下遺構」欄に記載している。もし北側の川沿いで遺構等が残っているところがあれば、史跡の周辺環境を構成する諸要素に位置づけしていくことになる。

委員：城山外縁地区は調査も不十分で、史跡指定になる前に部分的に確認をした程度で全容はまだ分かっていない。今後調査をしながら本質的価値がある部分を顕在化させていくという方針をここで述べるということになると思う。

委員：大手道の南側に比べれば北側の山麓は光の当たらない非常に地味なところだが、こちらのほうにこそ、木曾川と一体化した風情を感じる場所がある。ただ、道が狭く来訪者が安心して歩くことができないので、人がなんとか歩けるように整備していただきたい。道路からは木曾川のチャートの上に向かって垂直に近い形で石垣が残っている。よく見ればまだ沢山本質的価値の痕跡が残っているので、今回の計画の中に入れていただきたい。

事務局：調査が全然できていないことは十分認識しているので、中長期的なことであっても、計画に採用することが大切だと思っている。

委員：内田門も一緒だ。旧名鉄犬山ホテル土地はいま整備中だから、是非進行状況をまたお知らせいただきたい。

委員：樹木については、保存活用計画のどこに記載するか。

事務局：第4章の「植生管理方法」に記載する。

委員：史跡だけではなく名勝の指定地でもあるので、本質的価値がないからといって樹木をそう簡単に伐採するわけにはいかない。名勝からするとまた違った観点が出てくると思うので、樹木調査の結果を基に管理方法を検討し、計画に記載することになる。

(3) 活用・整備について

(事務局より資料に基づき、史跡に関する活用・整備の計画案を説明)

<質疑応答>

事務局：書面により次の意見をいただいている。

「課題として抽出・指摘されている項目については、優先度を考慮して確実に検討を進めることが望まれる。」

委員：売店と茶室の問題が課題として記載されているが、どうするのかについては全く示されていない。これからどうしていくのか、きちんと保存活用計画に記載した方がいいのではないか。

事務局：そのあたりのことについては、委員の皆様の意見を伺いたい。

委員：本丸でかつて行われた史実に忠実でない復元は、史跡の指定地内としてはふさわしくないので、将来もっと史実に忠実なものに変更していくことは必要だと思う。それを保存活用計画の中で、これからの整備の方針として書くことはできるだろう。

事務局：方針としてしっかり表現したいと思っている。

委員：テンポよく計画を前に進めていくことができていない。樹木管理の基本方針にしても、確かに素晴らしい理想論だが、どうやって進めるのか。売店の問題もそうだし、天守前のテントの問題ひとつが十年二十年も経っても解決できない。だから、今度の保存活用計画の文章の中にきちんと方針を記述し、一步でも前に進めるような構成にしていきたい。具体的な整備計画については今後新たな委員会で検討するという話を聞いたが、今この委員会で踏み込んだ討議をしないと計画が進まないのではないかと非常に危惧している。犬山城総合調査報告書では、外柵形コンプレックスを軸にした犬山城について述べられており、「大手道がほぼ完全に遺存し、改変を受けた部分も、調査・整備によって、復元可能である」とある。6章の復元整備の項目に具体的な言葉が洩れているように感じるので、「遺構の全部あるいは一部が確認された場合には可能な限り復元整備の検討を行うものとする」というような言葉をぜひ加えていただきたい。将来に向かってそういう言葉を残しておきたいと思う。

委員：史跡内はまだ広範囲に亘って調査が必要であり、その調査成果を基に整備していくという手順になる。今後どのように調査を進めるべきかについても、記述した方がよい。

委員：神社境内地は現状の維持・管理が大前提だが、社殿は永久的にもつわけではないの

で、改修や修繕、最終的には建て替えが必要になる。神社で判断して実施できることは限られているので大変なことになるというのが実感だが、現状変更等の取扱い基準をきちんと把握し、必要なことはその都度市と相談しながら進めていきたい。

委員：分からないことが沢山あると思うので、色々と相談しながら進めていきたい。

委員：「現状変更の取扱い基準」だけを取り上げると、非常に硬い文章で大きな制約がかかっているように感じられるかもしれないが、必ずしもそうではない。史跡としての価値を損なわない方策を犬山市と十分協議していけば、より良い方向に進めることができると思う。

助言者：犬山城跡は史跡、国宝建造物、名勝という、色々な文化財が重なっているからこそ価値がある。現状変更の基準など色々と制約があることを気にされているかもしれないが、価値を守りながらより良いものにしていこうということなので、今後も理解いただいた上で協力いただければと思う。

○ その他

- ・ 次回の委員会は、新型コロナウイルス感染対策の状況を見ながら、10月下旬から11月中旬を目処に日程調整を図る。